

約款・規定集（個人のお客様用） 新旧対照表（平成22年1月1日改定）

（下線部が改定箇所。なお、条文番号の繰上げ・繰下げのみの箇所は省略。）

改定後	現行
<p align="center"><b>証券取引約款</b> 第2章 申込方法等</p> <p>第3条（本人確認について） 当社は、お客様が有価証券等の取引に関する口座を開設される際、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）および同法施行令・施行規則の規定に従い、本人確認を行わせていただきます。</p>	<p align="center"><b>証券取引約款</b> 第2章 申込方法等</p> <p>第3条（本人確認について） 当社は、お客様が有価証券等の取引に関する口座を開設される際、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）および同法施行令・施行規則の規定に従い、本人確認を行わせていただきます。また、<u>お客様が法人口座を開設される場合、当社は犯罪収益移転防止法に定める本人確認書類以外に定款、規約などの書類をご提示またはご提出いただくことがあります。</u></p>
<p>第5条（総合取引） (1)お客様は、当社所定の方法により、当社に総合取引を申し込み、当社が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。なお、総合取引を行うお客様は、当社が指定する場合を除き、原則として「総合コース」と「ダイレクトコース」の二つのお取引コースからいずれか一方を指定するものとします。 (2)～(4) （現行どおり）</p>	<p>第5条（総合取引） (1)お客様は、当社所定の方法により、当社に総合取引を申し込み、当社が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。<u>ただし、総合取引は、個人のお客様に限らせていただきます。</u>なお、総合取引を行うお客様は、当社が指定する場合を除き、原則として「総合コース」と「ダイレクトコース」の二つのお取引コースからいずれか一方を指定するものとします。 (2)～(4) （省略）</p>
<p>第6条（有価証券の保護預りおよび振替有価証券の取引ならびに口座管理料） (1)～(2) （現行どおり） (3)上記(1)または(2)の申し込みをしていただく際は、氏名、住所、生年月日等その他振替機関が定める事項を届出ていただきます。 (4)お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である場合には、上記(1)または(2)の申し込みをしていただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「外国人登録証明書」等の書類をご提示またはご提出いただくことがあります。 (5)～(7) （現行どおり）</p>	<p>第6条（有価証券の保護預りおよび振替有価証券の取引ならびに口座管理料） (1)～(2) （省略） (3)上記(1)または(2)の申し込みをしていただく際は、氏名または名称、住所、生年月日、<u>法人の場合における代表者の役職氏名</u>等その他振替機関が定める事項を届出ていただきます。 (4)お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、上記(1)または(2)の申し込みをしていただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「外国人登録証明書」等の書類をご提示またはご提出いただくことがあります。 (5)～(7) （省略）</p>
<p>第7条（株式ミニ投資） <u>（現行(1)削除につき、以下繰上げ）</u> お客様が当社との間で行う株式ミニ投資の取引については、株式の管理その他取引に関する金銭の授受などをすべてを、お客様の保護預り口座にて処理いたします。</p>	<p>第7条（株式ミニ投資） (1)<u>保護預り口座を開設されているお客様は、いつでも株式ミニ投資をご利用いただけます。</u> (2)お客様が当社との間で行う株式ミニ投資の取引については、株式の保管その他取引に関する金銭の授受などをすべてを、お客様の保護預り口座にて処理いたします。</p>
<p>第9条（国内外貨建債券取引） <u>（現行(1)削除につき、以下繰上げ）</u> お客様が当社との間で行う国内外貨建債券の取引については、お客様の保護預り口座にて処理いたします。</p>	<p>第9条（国内外貨建債券取引） (1)<u>保護預り口座を開設されているお客様は、いつでも国内外貨建債券取引をご利用いただけます。</u> (2)お客様が当社との間で行う国内外貨建債券の取引については、お客様の保護預り口座にて処理いたします。</p>
<p>第18条（自動応答のテレホン取引） (1) （現行どおり） 日本国内に居住されているお客様 (2) （現行どおり）</p>	<p>第18条（自動応答のテレホン取引） (1) （省略） 日本国内に居住されている<u>個人</u>のお客様 (2) （省略）</p>
<p>第22条（受注できない場合） (1)<u>募集または売出しに係る有価証券等の取得または買付のご注文は、お客様が当該募集または売出しに係る目論見書を受取っていることを当社が確認できないときは、お受けできません。</u> (2)<u>上記(1)の他、次のいずれかに該当する場合は、ご注文をお受けしないことがあります。</u> <u>注文の内容が法令またはこの約款の定めいずれかに反し、または反するおそれがあると当社が判断する場合</u> <u>売買規制等により、注文を執行できない場合</u> <u>お客様が当社に対する債務の履行を怠っている場合</u> <u>前各号に掲げる場合のほか、受注することが適当ではないものと当社が判断した場合</u></p>	<p>第22条（目論見書の交付） 当社は、<u>金商法第15条の規定に従い、お客様から募集または売出しに係る有価証券等の買付のご注文をお受けする際には、あらかじめまたは同時に当該有価証券等の目論見書を、お客様にお渡しいたします。</u> <u>((2)を新設)</u></p>

改定後	現行
<p style="text-align: center;">第4章 お客様への連絡・報告</p> <p>第25条（取引および残高の報告）  (1)～(3)（現行どおり）  （現行(4)削除につき、以下繰上げ）</p> <p>(4)（現行どおり）  (5)当社は、保護預り証券および振替口座簿に記載または記録した振替有価証券について、次の事項をお客様にお知らせします。  （現行 削除につき、以下繰上げ）</p> <p>～（現行どおり）</p>	<p style="text-align: center;">第4章 お客様への連絡・報告</p> <p>第25条（取引および残高の報告）  (1)～(3)（省略）  (4)当社は、上記(1)および(2)の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様から上記(1)および(2)に定めるお取引の内容とお取引いただいた後の残高に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより取引残高報告書をお送りしないことがあります。</p> <p>(5)（省略）  (6)当社は、保護預り証券および振替口座簿に記載または記録した振替有価証券について、次の事項をお客様にお知らせします。  <u>名義書換または提供を要する場合（第35条による通知が行われることとなる場合を除きます。）には、その期日</u>  ～（省略）</p>
<p style="text-align: center;">第5章 有価証券の保護預り</p> <p>第27条（保護預り証券）  当社は、第2条(2)に掲げる証券について、本章の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。</p> <p>(現行(2)を削除)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 有価証券の保護預り</p> <p>第27条（保護預り証券）  (1)当社は、第2条(2)に掲げる証券について、本章、「株券等の保管及び振替に関する法律」（以下「保振法」といいます。平成21年6月8日までの範囲内において政令で定める日から廃止されます。以下同じ。）その他の法令または保振法第5条の規定に基づく機構の業務規程（「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」施行の日から一般振替機関の監督に関する命令第6条第2項第1号に基づく兼業業務に関する業務規程）および業務規程施行規則その他機構が定める規則の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。  (2)当社は、上記(1)によるほか、お預りした証券が機構の行なう振替決済以外の振替決済に係るものであるときは、金融商品取引所および決済会社  が定めるところによりお預りします。</p>
<p>第28条（保護預り証券の保管方法および保管場所）  当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。  保護預り証券については当社において安全確実に保管します。なお、当社における保護預り証券の保管業務等については、第三者機関に委託する場合があります。</p> <p>（現行 ～ 削除につき、以下繰上げ）</p> <p>保護預り証券のうち、債券または投資信託受益証券については、とくにお申出のない限り他のお客様の同銘柄の証券と混蔵して保管することがあります。  （現行 削除につき、以下繰上げ）</p> <p>上記 による保管は、大券をもって行うことがあります。</p>	<p>第28条（保護預り証券の保管方法および保管場所）  当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。  機構が行なう保振制度の振替決済、機構が行う保振制度以外の振替決済および第27条(2)に規定する振替決済に係る保護預り証券以外の保護預り証券については当社において安全確実に保管します。なお、当社における保護預り証券の保管業務等については、第三者機関に委託する場合があります。  機構が行なう保振制度の振替決済および機構が行う保振制度以外の振替決済に係る保護預り証券については、とくにお申出のない限り機構で混蔵して保管します。この場合、機構においては、預託された株券、「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」（以下「優先出資法」といいます。）に規定する優先出資証券および「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）に規定する投資証券（以下附則第1条を除き「株券等」といいます。）を所定の時期に機構名義に書換えて保管します。  金融商品取引所または決済会社の振替決済に係る保護預り証券については、決済会社で混蔵して保管します。  累積投資契約に基づく国債証券については、振替決済制度によらず、当社で安全確実に保管します。  保護預り証券のうち および に掲げる場合を除き、債券または投資信託受益証券については、とくにお申出のない限り他のお客様の同銘柄の証券と混蔵して保管することがあります。  受益証券発行信託の受益証券（金商法第2条第1項第14号に規定するものをいいます。以下同じ。）については、機構からの委託に基づき、当該受益証券の受託者で混蔵して保管します。  上記 ただし書、 および による保管は、大券をもって行うことがあります。また、 による保管株券等については、機構が発行者に対し法律に定める不所持の申出をすることがあります。</p>
<p>(削除)</p>	<p>第29条（株券等の保管に関する経過的な取扱い）  当社は、第28条の規定による保管が行われることとなる株券等であっても、単元未満株券等については、同号の規定にかかわらず、当分の間、当社で保管することがあります。</p>

改定後	現行
<p>第29条（混蔵保管などに関する同意事項）  （現行どおり）  （現行(2)を削除）</p>	<p>第30条（混蔵保管などに関する同意事項）  (1) (省略)  (2)第28条の規定により機構が混蔵して保管する証券については、  <u>上記(1)のほか次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</u>  <u>当社の顧客口座簿に預託株数などの数量が記載されたときに、機構に預託されたものとみなされ、お客様は、当該顧客口座簿に記載された預託株数などの数量に応じた証券の占有者とみなされること。</u>  <u>機構が機構名義の預託株券等につき発行者に対し、法律に定める不所持の申出をした場合には、当該株券等は機構に預託されているものとみなされること。</u>  <u>当社は、株主、優先出資法に規定する優先出資者または投信法に規定する投資主（以下「株主等」といいます。）に付与される剰余金配当等諸権利の割当基準日（以下「権利確定日」といいます。）などの一定の日には株券等の預託を受けないこと。また、当社は、元利金支払日の前営業日など一定の日には転換社債型新株予約権付社債券（平成14年3月31日までの発行決議に基づき発行された「転換社債券」を含みます。以下同じ。）の預託を受けないこと。</u>  <u>当社は、機構の定める一定の日には受益証券発行信託の受益証券の預託を受けないこと。</u>  <u>保振制度に基づく振替決済に係る株券等で法律により外国人、外国法人等の名義書換の制限が行われている発行者の預託株券等については、お客様が外国人、外国法人等である場合、権利確定日などの前にお客様から当該株券等の返還のご請求があったものとして取り扱い、当社はこれに基づき機構から当該株券等の返還を受ける場合があること。</u>  <u>預託証券の株式、優先出資法に規定する優先出資および投信法に規定する投資口（以下「株式等」といいます。）について取得条項付株式もしくは全部取得条項付種類株式の取得、株式等の併合もしくは分割、株式無償割当て、発行者の合併、株式交換もしくは株式移転による株式等の交付等または株主等に募集株式等の割当てを受ける権利を与えてする株式等の交付等または預託転換社債型新株予約権付社債券の新株予約権の行使（転換社債券については「株式への転換」と読み替えます。以下同じ。）があった場合は、あらたに当該株式等が交付等されたときに株券等が機構に預託されたものとみなされること。</u>  <u>預託証券の株式等について併合、資本の減少または商号変更などが行われ、株券等を発行者へ提出することが必要な場合は、預託株券等の返還のご請求があったものとして取り扱うこと。</u>  <u>預託株券の発行者が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本金の額の減少を行った場合、当該発行者が破産手続開始の決定を受けた場合、または当該発行者が清算結了の登記を行った場合は、機構が、当該株券の取扱いを廃止し、あらかじめ機構が定める日までにお客様から返還のご請求がない限り、機構の定める規則に従って当該預託株券を廃棄すること。</u>  <u>預託証券の受益証券発行信託の受益証券が金融商品取引所において上場廃止となった場合は、信託契約に基づいて信託財産等が返還されることがあること。</u>  <u>預託証券の受益証券発行信託の受益証券の信託財産である外国株券（金商法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、同項第9号に掲げる株券の性質を有するものをいいます。）の発行者が株式の全部を零にする資本金の額の減少を行った場合、外国株券の発行者の破産手続開始により、受託有価証券の有価証券としての価値が失われたことを機構が確認した場合または外国株券の発行者が清算結了の登記を行った場合は、機構が、当該受益証券発行信託の受益証券の取扱いを廃止し、あらかじめ機構が定める日までにお客様から返還のご請求がない限り、機構の定める規則に従って当該預託受益証券発行信託の受益証券を廃棄すること。</u>  <u>合併等による転換社債型新株予約権付社債に係る債務の承継に際し、預託転換社債型新株予約権付社債券を発行者へ提出することが必要な場合は、お客様から返還のご請求がない限り、当社が機構を通じて消滅会社等の預託転換社債型新株予約権付社債券の提出および存続会社等の転換社債型新株予約権付社債券の受領を行うこと。</u>  <u>取得条項が付された転換社債型新株予約権付社債券の発行者が当該転換社債型新株予約権付社債券を全部取得し、対価として当該発行者の株式を交付する場合は、お客様から返還のご請求がない限り、当社が機構を通じて預託転換社債型新株予約権付社債券の提出および新たに交付される株式に係る株券の受領を行うこと。</u></p>

改定後	現行
<p>第32条（保護預り証券の口座処理） （現行どおり） （現行(2)～(3)を削除）</p>	<p>第33条（保護預り証券の口座処理） (1) (省略) (2)機構が行う保振制度の振替決済に係る証券、機構が行う保振制度以外の振替決済に係る証券または金融商品取引所もしくは決済会社の振替決済に係る証券については、他の口座から振替を受け、または他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取り扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。 (3)保振制度に係る証券について、お客様のご依頼により当社の口座から他の参加者の口座へ振替の手続を行う場合は、当社所定の手続料をいただく場合があります。</p>
<p>(削除)</p>	<p>第35条（実質株主等の通知などに係る処理） 保振制度により株券等をお預りした場合には、発行者に対するお客様の権利は、保振法および機構の定める方法により、次のとおり取り扱います。 当社は権利確定日等までに、お客様のお申出による住所、氏名、その他機構が定める事項を書面により発行者に届け出ます。 当社は、権利確定日等における実質株主等の住所、氏名および数量その他機構が定める事項を機構に報告するとともに、機構はこれを実質株主等として発行者に通知します。 発行者は、実質株主等の通知に基づき実質株主名簿等を作成します。実質株主名簿等の記載は、株主名簿、優先出資者名簿および投資主名簿の記載と同一の効力を有します。 上記により届け出た住所、氏名等に変更が生じた場合は当社所定の方法により、お申出をいただき、当社はこれを発行者に通知いたします。 当社は、お客様からとくにお申出のない限り、機構の定める一定の日における預託株券等に係るお客様のお申出による住所、氏名および数量その他機構が定める事項を機構を経由して発行者に通知することがあります。 お客様が機構への預託株券等を当社から他の参加者へまたは他の参加者から当社へ預け替えをした場合は、発行者に対する株主等としての継続性は失われる恐れがあります。</p>
<p>(削除)</p>	<p>第36条（受益者の通知等に係る処理） 受益証券発行信託の受益証券をお預りした場合には、受益証券の受託者（受益証券発行信託の受益証券の受益権原簿管理人を含む。以下本条において同じ。）に対するお客様の権利は、信託契約および機構の定める方法により、次のとおり取り扱います。 当社は、受益証券発行信託の受益証券の権利確定日および信託の計算期間の終了日等までに、お客様のお申出による住所、氏名および数量その他機構が定める事項を書面により受益証券の受託者に提出します。 当社は、受益証券発行信託の受益証券の権利確定日および信託の計算期間の終了日等における受益者の住所、氏名および数量その他機構が定める事項を機構に報告するとともに、機構はこれを受益者として受益証券の受託者に通知します。 上記のお申出による住所、氏名等に変更が生じた場合は当社所定の方法により、お申出をいただき、当社はその旨を記載した書類を受益証券の受託者に提出します。 当社は、お客様から特にお申出のない限り、機構の定める一定の日における預託受益証券に係るお客様のお申出による住所、氏名および数量その他機構が定める事項を機構を経由して受益証券の受託者に通知することがあります。 お客様が機構への預託受益証券を当社から他の口座管理機関または参加者へまたは他の口座管理機関または参加者から当社へ預け替えをした場合は、受益証券の受託者に対する受益者としての継続性は失われる恐れがあります。</p>

改 定 後	現 行
<p>第 34 条（名義書換等の手続きの代行など）  (1)当社は、ご依頼があるときは株券等（当社で取扱えないものは除きます。）の名義書換、併合、分割または株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎなどの手続きを代行します。</p> <p>（現行(2)～(4)削除につき、以下繰上げ）</p> <p>（2）上記の場合は、所定の手続料をいただきます。</p>	<p>第 37 条（名義書換等の手続きの代行など）  (1)当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割または株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎなどの手続きを代行します。この場合、預託転換社債型新株予約権付社債券について、機構を通じて新株予約権の行使をするときは、機構が発行者に対し転換社債型新株予約権付社債券および新株予約権行使請求に要する書類（転換社債券については「転換請求書」と読み替えます。）を提出した日に、新株予約権行使（転換社債券については「転換請求」と読み替えます。以下同じ。）の効力が生じます。ただし、機構が権利確定日前で新株予約権行使の申出を受けられない等の一定期間においては、新株予約権行使のお申出に応じられないことがあります。</p> <p>(2)第 32 条の規定に基づき抽せん償還に当せんした転換社債型新株予約権付社債券について、お客様から新株予約権行使をお申出いただいたときは、当該転換社債型新株予約権付社債券の返還のご請求があったものとして取扱い、当社は直接発行者への取次ぎなどの手続きを代行いたします。ただし、そのお申出の受付は、当社が一定の期間までに発行者に対し新株予約権行使請求に要する書類を提出できる場合に限りです。</p> <p>(3)法律により外国人、外国法人の保有する株券の名義書換の制限が行われている発行者の預託転換社債型新株予約権付社債券については、お客様が外国人、外国法人等である場合、お客様から新株予約権行使をお申出いただいたときは当該転換社債型新株予約権付社債券の返還のご請求があったものとして取り扱い、当社はこれに基づき機構から当該転換社債型新株予約権付社債券の返還を受ける場合があります。この場合当社は直接発行者への取次ぎなどの手続きを代行します。</p> <p>(4)ただし、機構に預託されている単元未満株式（預託転換社債型新株予約権付社債券の新株予約権の行使により生じたものを含みます。）の買取請求については、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとし、この場合、機構が発行者に対し買取請求書を提出した日に買取請求の効力が生じます。</p> <p>(5)上記(1)から(4)の場合は、所定の手続料をいただきます。</p>
<p>第 36 条（償還金等の代理受領）  (現行どおり)  (現行(2)を削除)</p>	<p>第 39 条（償還金等の代理受領）  (1) (省 略)  (2)預託転換社債型新株予約権付社債券の償還金（第 32 条の規定に基づき決定された償還金を除きます。）または利金については、機構が代理受領したうえで、元利金支払事務取扱者を通じて当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。</p>
<p>(削 除)</p>	<p>第 40 条（受益証券発行信託の受益証券の信託財産の配当等の処理）  受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る配当または収益分配金等の処理、新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利または株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、受託者が処理することとします。</p>
<p>(削 除)</p>	<p>第 41 条（受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る議決権の行使）  受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る株主総会（受益者集会を含む。以下同じ。）における議決権は、お客様の指示により、当該受益証券発行信託の受益証券の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。</p>
<p>(削 除)</p>	<p>第 42 条（受益証券発行信託の受益証券に係る議決権の行使等）  受益証券発行信託の受益証券に係る受益者集会における議決権の行使または異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとし、</p>
<p>(削 除)</p>	<p>第 43 条（株主総会の書類等の送付等）  受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利または利益に関する諸通知および受益証券発行信託の受益証券に係る信託決算の報告書の送付等は、当該受益証券発行信託の受益証券の受託者が信託契約に定める方法により行います。</p>

改 定 後	現 行
<p>第 37 条（保護預り証券の返還） 保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続きください。</p> <p>(<u>現行(2)～(4)を削除</u>)</p>	<p>第 44 条（保護預り証券の返還） <u>(1)保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続きください。</u> <u>この場合において、機構に保管されていた株券等の場合、お客様が機構に預託されたときの名義と異なる名義の株券等が返還されます。</u> <u>(2)機構に保管されている株券等については、権利確定日などの一定の日、機構に預託されている転換社債型新株予約権付社債券については、元利金支払期日の前日などの一定の日は、それぞれ返還のご請求に応じられないことがあります。</u> <u>(3)機構に保管されている単元未満株券について、発行者が単元未満株券を発行しないことを定款において定めている場合には、返還のご請求には応じられないこととなっております。</u> <u>(4)機構に保管されている受益証券発行信託の受益証券については、信託契約に定める事由以外には受益証券の返還のご請求に応じられないこととなっております。また、信託契約に定める事由であっても、機構の定める規則により、権利確定日等の一定の日には受益証券の返還のご請求に応じられないことがあります。</u></p>
<p>(削 除)</p>	<p>第 47 条（公示催告等の調査などの免除） <u>当社は、第 38 条(2)に規定する場合を除き、保護預り証券に係る公示催告の申立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録などについての調査およびご通知はしません。</u></p>
<p>第 40 条（加入者情報の取扱いに関する同意） 当社は、原則として、振替決済口座に振替機関が定める振替有価証券に係る記載または記録が行われた場合には、お客様の加入者情報（氏名、住所、生年月日、その他振替機関が定める事項。以下同じ。）について、振替制度に関して振替機関の定めるところにより取り扱い、振替機関に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>	<p>第 49 条（加入者情報の取扱いに関する同意） 当社は、原則として、振替決済口座に振替機関が定める振替有価証券に係る記載または記録が行われた場合には、お客様の加入者情報（氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他振替機関が定める事項。以下同じ。）について、振替制度に関して振替機関の定めるところにより取り扱い、振替機関に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>
<p>第 42 条（振替機関からの通知に伴う振替口座簿の記載または記録内容の変更に関する同意） 振替機関から当社に対し、お客様の氏名の変更があった旨、住所の変更があった旨またはお客様が法律により振替株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨もしくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載または記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>	<p>第 51 条（振替機関からの通知に伴う振替口座簿の記載または記録内容の変更に関する同意） 振替機関から当社に対し、お客様の氏名もしくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨またはお客様が法律により振替株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨もしくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載または記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>
<p>第 43 条（発行者に対する代理人選任届その他の届出） (1)当社は、お客様が、発行者に対する代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。 (2) (現行どおり)</p>	<p>第 52 条（発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出） (1)当社は、お客様が、発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。 (2) (省 略)</p>
<p>第 45 条（振替制度で指定されていない文字の取扱い） お客様が当社に対して届出を行った氏名または住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換を行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>	<p>第 54 条（振替制度で指定されていない文字の取扱い） お客様が当社に対して届出を行った氏名もしくは名称または住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換を行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>
<p>第 46 条（振替の申請） (1)～(2) (現行どおり) 特別株主、特別投資主、特別優先出資者または特別受益者（加入者が、その直近上位機関に対し、当該振替上場投資信託受益権につき、他の加入者を受益者として受益者登録をすることを求める旨の申出をした場合における当該振替上場投資信託受益権に係る他の加入者をいう。以下同じ。)(以下本条において「特別株主等」といいます。)の氏名および住所並びに上記 の数量のうち当該特別株主等ごとの数量 ～ (現行どおり) 上記 の口座において増加の記載または記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量並びに当該株主等の氏名および住所並びに当該株主等が振替機関が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等 (現行どおり) (3)～(5) (現行どおり)</p>	<p>第 55 条（振替の申請） (1)～(2) (省 略) 特別株主、特別投資主、特別優先出資者または特別受益者（加入者が、その直近上位機関に対し、当該振替上場投資信託受益権につき、他の加入者を受益者として受益者登録をすることを求める旨の申出をした場合における当該振替上場投資信託受益権に係る他の加入者をいう。以下同じ。)(以下本条において「特別株主等」といいます。)の氏名または名称および住所並びに上記 の数量のうち当該特別株主等ごとの数量 ～ (省 略) 上記 の口座において増加の記載または記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量並びに当該株主等の氏名または名称および住所並びに当該株主等が振替機関が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等 (省 略) (3)～(5) (省 略)</p>

改定後	現行
(6)上記(2)の振替の申請(振替先欄が保有欄であるものに限ります。)を行うお客様は、同の振替有価証券を同の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替有価証券の株主等の氏名および住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。	(6)上記(2)の振替の申請(振替先欄が保有欄であるものに限ります。)を行うお客様は、同の振替有価証券を同の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替有価証券の株主等の氏名または名称および住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。
<p>第47条(他の口座管理機関への振替)</p> <p>(1) (現行どおり) (現行(2)削除につき、以下繰上げ)</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>第56条(他の口座管理機関への振替)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2)上記(1)において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。</p> <p>(3) (省略)</p>
<p>第64条(総株主等の通知等に係る処理)</p> <p>(1)当社は、振替機関が定める振替有価証券について、振替機関に対し、振替機関が定めるところにより、株主確定日(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権においては信託の計算期間終了日)における株主(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権においては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替有価証券の銘柄および数量、その他振替機関が定める事項を報告します。</p> <p>(2)振替機関は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主等の対象銘柄である振替有価証券の発行者に対し、通知株主等の氏名、住所、通知株主等の有する振替有価証券の銘柄および数量、その他振替機関が定める事項を通知します。この場合において、振替機関は、通知株主等として報告したお客様について、当社または他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。</p> <p>(3) (現行どおり)</p>	<p>第73条(総株主等の通知等に係る処理)</p> <p>(1)当社は、振替機関が定める振替有価証券について、振替機関に対し、振替機関が定めるところにより、株主確定日(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権においては信託の計算期間終了日)における株主(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権においては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名または名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替有価証券の銘柄および数量、その他振替機関が定める事項を報告します。</p> <p>(2)振替機関は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主等の対象銘柄である振替有価証券の発行者に対し、通知株主等の氏名または名称、住所、通知株主等の有する振替有価証券の銘柄および数量、その他振替機関が定める事項を通知します。この場合において、振替機関は、通知株主等として報告したお客様について、当社または他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。</p> <p>(3) (省略)</p>
<p>第66条(振替新株予約権社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2)お客様は、振替新株予約権付社債または振替新株予約権の取扱い廃止に際し、振替機関が定める場合には、振替機関が取扱い廃止日におけるお客様の氏名および住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>	<p>第75条(振替新株予約権社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2)お客様は、振替新株予約権付社債または振替新株予約権の取扱い廃止に際し、振替機関が定める場合には、振替機関が取扱い廃止日におけるお客様の氏名または名称および住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>
(削除)	<p>第82条(振替法に基づく特例投資信託受益権の振替制度への移行手続き等に関する同意)</p> <p>お客様が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、およびに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに からに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請</p> <p>その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(投資信託受益証券の提出など)</p> <p>振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること</p> <p>振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令および振替機関の業務規程その他の定めに基づきこの約款の規定により管理すること</p> <p>振替機関が必要と認める日においては、上記に掲げる申請を受け付けないこと</p>

改定後	現行
(削除)	<p>第 83 条（振替法の施行に向けた手続き等に関する同意）  <u>当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管及び振替に関する法律（以下「保振法」といいます。）第 2 条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の から までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</u>  <u>当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録されていたものを除きます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イおよびロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに八からへに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと。</u>  <u>イ.振替機関が定めるところによる振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請</u>  <u>ロ.その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続等</u>  <u>八.当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、振替機関に対し、振替機関の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと。</u>  <u>二.特例新株予約権付社債に係る元利払期日の 5 営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日および振替機関が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと。</u>  <u>ホ.移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。</u>  <u>へ.振替法に基づく振替制度に移行した特例新株予約権付社債については、振替法その他の関係法令および振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。</u>  <u>機構が名義書換の請求を行った機構名義の振替株式、振替投資口および協同組織金融機関の振替優先出資であって、機構の特別口座に記載または記録された振替株式、振替投資口および協同組織金融機関の振替優先出資について、発行者に対し、特別口座開設について機構との共同請求を行おうとするときは、お客様が当社から当該振替株式に係る株券、振替投資口に係る投資証券および協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資証券の交付を受けた場合には、当社を経由して、機構に対し、当該請求に係る協力を依頼すること。</u>  <u>当社は、施行日後 1 年を経過した後に、当社の定める方法によりお預りした株券等について廃棄等の処分を行うこと。</u>  <u>上記のほか、当社は、振替法の施行に伴い必要となる手続きを行うこと。</u></p>
(削除)	<p>第 85 条（公示催告等の調査などの免除）  <u>当社は、振替有価証券に係る公示催告の申立て、除権決定の確定、株券の喪失登録などについての調査およびご通知はしません。</u></p>
<p>第 75 条（受渡しその他の決済方法）  ~ (現行どおり)  (現行 を削除)</p>	<p>第 88 条（受渡しその他の決済方法）  ~ (省 略)  <u>約定日が当該選定銘柄につき指定金融商品取引所の定める配当落ちまたは権利落ちの期日に該当する場合には、およびにおいて「約定日から起算して 4 営業日目の日」とあるのは、「約定日から起算して 5 営業日目の日」と読み替えます。</u></p>
<p>第 76 条（管理および名義）  (現行どおり)  当社は、ミニ投資株式を機構で管理いたします。  ~ (現行どおり)</p>	<p>第 89 条（管理および名義）  (省 略)  当社は、ミニ投資株式を機構で管理または保管いたします。  ~ (省 略)</p>
<p>第 85 条（買付時期および価額）  (1)~(6) (現行どおり)  (7) 上記(1)および(2)の買付注文の約定日から起算して 4 営業日目を当該株式の買付日とします。   (8)~(10) (現行どおり)</p>	<p>第 98 条（買付時期および価額）  (1)~(6) (省 略)  (7)上記(1)および(2)の買付注文の約定日から起算して 4 営業日目を当該株式の買付日とします。ただし、当該約定日が当該指定銘柄について配当落ちまたは権利落ちとして指定金融商品取引所が定める期日（以下、本章において「配当落ち等の期日」といいます。）であるときは当該約定日から起算して 5 営業日目を当該株式の買付日とします。  (8)~(10) (省 略)</p>



改 定 後	現 行
<p>第 86 条 ( 持分 )  (1)~(6) ~ (現行どおり)  (現行 を削除)  (7) (現行どおり)</p>	<p>第 99 条 ( 持分 )  (1)~(6) ~ (省 略)  株券の交付  (7) (省 略)</p>
<p>第 87 条 ( 売却 )  (1)~(5) (現行どおり)  (6)当社がお客様から売却の申込みを受け、当社又は指定金融商品取引業者が当該持分を買取ったときには、当社は買取価額(指定金融商品取引業者が当該持分を買取ったときには、買取価格から委託手数料等を差引いた額)を、買取日から起算して 4 営業日目にお客様にお支払いします。</p>	<p>第 100 条 ( 売却 )  (1)~(5) (省 略)  (6)当社がお客様から売却の申込みを受け、当社又は指定金融商品取引業者が当該持分を買取ったときには、当社は買取価額(指定金融商品取引業者が当該持分を買取ったときには、買取価格から委託手数料等を差引いた額)を、買取日から起算して 4 営業日目(ただし、当該買取日が当該指定銘柄について配当落ち等の期日であるときは 5 営業日目)にお客様にお支払いします。</p>
<p>第 88 条 ( 株式の管理 )  (1)~(5) (現行どおり)  (現行(6)を削除)</p>	<p>第 101 条 ( 株式の管理 )  (1)~(5) (省 略)  (6)この章の規定によって買付けた株式の発行会社が債務超過の場合において資本金の額を減少して零円にした場合、破産手続開始の決定を受けた場合、清算結了の登記を行った場合または特別清算終結の決定が確定した場合、当社はあらかじめお客様に通知し、株券を廃棄することがあります。</p>
<p>第 99 条 ( 返還 )  (1) (現行どおり)  (2)クローズド期間のある投資信託受益権について、当該クローズド期間中の上記(1)は、原則として取扱いできません。ただし、委託会社が認める場合には可能となる場合があります。</p> <p>(3) (現行どおり)</p>	<p>第 112 条 ( 返還 )  (1) (省 略)  (2)クローズド期間のある投資信託受益権について、当該クローズド期間中の上記(1)は、原則として取扱いできません。ただし、次の各号のいずれかの事由に該当する場合には可能となる場合があります。  お客様が死亡されたとき  お客様が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失されたとき  お客様が破産手続開始の決定を受けたとき  お客様が疾病により生計の維持ができなくなったとき  その他上記 から に準ずる事由があるものとして、委託会社が認めるとき</p> <p>(3) (省 略)</p>
<p>第 165 条 ( 取扱いの解約 )  (1) ~ (現行どおり)  お客様が暴力団員、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合。  ~ (現行どおり)  (2)~(6) (現行どおり)</p>	<p>第 178 条 ( 取扱いの解約 )  (1) ~ (省 略)  お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合。  ~ (省 略)  (2)~(6) (省 略)</p>
<p>第 167 条 ( 届出事項の変更 )  (1)氏名、住所、生年月日等およびお届け印の変更など申込事項に変更があったときは、その旨を当社にお申し出のうえ、当社所定の方法により遅滞なくお手続きいただけます。</p> <p>(2)~(7) (現行どおり)</p>	<p>第 180 条 ( 届出事項の変更 )  (1)氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等およびお届け印の変更など申込事項に変更があったときは、その旨を当社にお申し出のうえ、当社所定の方法により遅滞なくお手続きいただけます。</p> <p>(2)~(7) (省 略)</p>
<p>第 171 条 ( 通話の録音 )  当社は、お客様から有価証券の売買その他の取引等を受注等する際に、お客様との通話を録音することがあります。録音された個人情報は、個人情報の保護に関する基本方針に従って厳正に管理いたします。</p>	<p>第 184 条 ( 通話の録音 )  当社は、お客様との通話を録音することがあります。録音された個人情報は、個人情報の保護に関する基本方針に従って厳正に管理いたします。</p>
<p>第 172 条 ( 免責事項 )  (1) ~ (現行どおり)  保護預り証券について、お預かりした後に株券の失効等により無効となった場合。  ~ (現行どおり)  (2)~(3) (現行どおり)</p>	<p>第 185 条 ( 免責事項 )  (1) ~ (省 略)  保護預り証券について、お預かりした後に除権判決・株券の失効等により無効となった場合。  ~ (省 略)  (2)~(3) (省 略)</p>
<p>(削 除)</p>	<p>附則  第 1 条  約定日が配当落ちまたは権利落ちの期日に該当する場合に「4 営業日目」を「5 営業日目」とする取扱いを定めた第 88 条、第 98 条(7)但書、および第 100 条(6)かつこ書については、平成 21 年 11 月 16 日より削除します。</p>

改 定 後	現 行
<b>外国証券取引口座約款</b> 第 4 章 雑則	<b>外国証券取引口座約款</b> 第 4 章 雑則
(届出事項) 第 2 4 条 申込者は、住所、氏名及び印鑑等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。	(届出事項) 第 2 4 条 申込者は、住所(又は所在地)、氏名(又は名称)及び印鑑等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。
(届出事項の変更届出) 第 2 5 条 申込者は、当社に届け出た住所、氏名等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。	(届出事項の変更届出) 第 2 5 条 申込者は、当社に届け出た住所(又は所在地)、氏名(又は名称)等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。
(契約の解除) 第 2 9 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 (1)~(3) (現行どおり) (4)申込者が暴力団員、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき (5)~(6) (現行どおり) 2 (現行どおり)	(契約の解除) 第 2 9 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 (1)~(3) (省略) (4)申込者が暴力団員、 <u>暴力団関係企業</u> 、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき (5)~(6) (省略) 2 (省略)
<b>外国為替取引約款</b>	<b>外国為替取引約款</b>
第 5 条 (債務不履行時の処理) (1)~(5) (現行どおり) (6)お客様について相続の開始事由があったとき。ただし、相続人全員が契約の継続を求めたときは、この限りではありません。	第 5 条 (債務不履行時の処理) (1)~(5) (省略) (6) <u>お客様が個人である場合には</u> 、お客様について相続の開始事由があったとき。ただし、相続人全員が契約の継続を求めたときは、この限りではありません。